

福岡大学入試問題等の利用について

令和8年1月

福岡大学（以下、「本学」という。）が作成する入学試験問題及び解答例並びに出題の意図（以下「入試問題等」という。）については、本学以外の者の著作物及び著作権法による保護対象となる著作物を除き、本学に著作権が帰属しています。

他者に配付する、又は刊行物等を作成する目的として、本学の入試問題等の一部又は全部を利用（複製・譲渡等）する場合は、下記の各項に即することを条件として、事前の承認を不要とします。また、入試問題等を自動公衆送信（送信可能化を含む）する場合も同様に許可することとします。

ただし、本学の入試問題等の利用によって生じたトラブル等については、本学は一切の責任を負いかねますので、ご留意ください。また、利用にあたっては、著作権法上の権利を損なわないよう十分にご留意願います。

記

1. 本学の入試問題等の一部または全部の複製を含む印刷物を刊行した場合（刊行物等の再販の場合を除く。）は、本学所定書式「福岡大学入試問題等利用報告書」（以下「利用報告書」という。）に刊行物等の表紙及び該当頁の複写（自動公衆送信（送信可能化を含む。）する場合は該当部分の複写等）を1部添えて、刊行又は公開から1カ月以内に利用報告書を提出してください。ただし、次の各号に該当する場合は、利用報告書の提出は不要です。

※ 次の各号に該当する場合は、利用報告書の提出は不要です。

- (1) 私的利用のために複製する場合（著作権法30条）
- (2) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）の教職員が営利を目的とせずに教育の一環として利用する場合（同法35条）

2. 本学の入試問題等に含まれる著作物で本学以外の者に著作権が帰属するものについては、このような著作物を利用する者の責任において、その著作物の権利者から利用の許諾を得てください。

3. 本学の入試問題等を複製その他利用する場合は、関連法令等を遵守し、本学の権利を損ねることがないよう留意し、本学の入試問題等を複製または利用していることが分かるように出所を明示してください。

以 上